厚木基地爆音差止等一次訴訟　弁護団声明

　本日、厚木基地の爆音についての第一次訴訟差し戻し審判決がなされた。この判決

はＷＥＣＰＮＬ八〇以上の地域に住む原告について、受忍限度を超える被害があるも

のとして、国に対して損害賠償を命じたものである。

　住民の悲願であった本訴訟の差止め請求については、既に最高裁で退けられている

が、差止を裁判所が命じないからといって違法行為に継続が許されてはならない。本

件判決により国の違法性が明らかにされた以上、違法状熊を解消するため具体的行為

がなされるべきなのである。

　国は、もはや安保条約や公茜性を理由に、基地周辺住民の被害を放置することは許さ

れない。現在、沖縄から提起されているように、一部の者に犠牲を押しつけて当然と

いう考え方、冷戦構造崩壊後も基地機能が全く縮小されないという不可思議な事態、

さらには安保条約の役割や必要性が改めて問い直されなければならない。

　特に、厚木基地では悲惨な墜落事故が発生し、また米海軍自らが「安全上及び飛行

場の位置から生じる騒音規制の要求により着艦訓練は許可されない」としていたにも

かかわらず、夜間飛行訓練等がなされてきた。そして、人口密集地でのこのような訓

練は、私たちの知る限り、アメリカ本土も含め世界中例がない。

　他方、アメリカは、ＮＥＰＡ訴訟（空母インディペンデンス横須賀母港化について

環境政策法の適用を求めた）において、駐留国の法律を尊重することになっていると

主張し、また本件で原告の請求を全て否定した控訴審判決を引用した。その違法性が

明らかになった以上、米軍もまた、騒音発生を続けるべきではない。

　これまで、原告ら住民は、爆音防止期成同盟結成から35年、本件提訴から19年

の長きにわたり、被害を訴え続けてきた。

私たちは、国や米軍が基地周辺住民の声に謙虚に耳を傾け、加害行為を真摯に反省し、

一刻も早く被害の発生をなくすことを求める。

　　1995年12月26日

　　　厚木基地爆音差止等一次訴訟弁護団